

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）	1
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）（附則第七条関係）	3

改 正 案	現 行
（定義） 第一条 この政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「顧客等」、「代表者等」、「取引時確認」、「疑わしい取引の届出」又は「特定受任行為の代理等」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）第二条各項、第四条第六項、<u>第八条第四項又は別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項に規定する犯罪による収益、特定事業者、顧客等、代表者等、取引時確認、疑わしい取引の届出又は特定受任行為の代理等</u>をいう。 （疑わしい取引の届出の方法等） 第十六条 （略） 2 （略） 3 法第八条第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 疑わしい取引の届出を行う特定事業者の名称及び所在地 二 疑わしい取引の届出の対象となる特定受任行為の代理等（以下この項において「対象特定代理等」という。）が発生した年月日及び場所 三 対象特定代理等が発生した業務の内容	（定義） 第一条 この政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「顧客等」、「代表者等」、「取引時確認」、「疑わしい取引の届出」又は「特定受任行為の代理等」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）第二条各項、<u>第四条第六項、第八条第三項又は別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項に規定する犯罪による収益、特定事業者、顧客等、代表者等、取引時確認、疑わしい取引の届出又は特定受任行為の代理等</u>をいう。 （疑わしい取引の届出の方法等） 第十六条 （略） 2 （略） （新設）

四 対象特定代理等に係る行為又は手続の内容（当該行為又は手続が財産に係るものである場合にあっては、当該財産の内容を含む。）及び特定事業者において知り得た当該行為又は手続の目的

五 対象特定代理等に係る顧客等又は取引に係る法第四条第一項各号に掲げる事項

六 疑わしい取引の届出を行う理由

七 その他主務省令で定める事項

（方面公安委員会への権限の委任）

第十九条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。この場合において、法第八条第五項の規定による国家公安委員会への通知は、道公安委員会を経由して行うものとする。

（方面公安委員会への権限の委任）

第十九条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。この場合において、法第八条第四項の規定による国家公安委員会への通知は、道公安委員会を経由して行うものとする。

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（各議院審査等に準ずる手続） 第三十四条 法第三十六条の政令で定める手続は、別表第一号、第二号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第一百一条第一項に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、第三号、第四号（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百十条第一項（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第六十一条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第三十二条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、第六号、第七号、第九号、第十一号、第十三号、第十六号、第十七号、第二十一号（犯罪による収益の移転防止に関する法律第八条第一項又は第二項の規定による届出、同条第五項又は第六項の規定による通知、同法第十三条第一項又は第十四条第一項の規定による提供及び同法第十三条第二項の規定による閲覧、謄写又は写しの送付の求めに係る部分に限る。）又は第二十二号に掲げる場合において行われる手続とする。 別表（第二十五条、第三十四条関係）	（各議院審査等に準ずる手続） 第三十四条 法第三十六条の政令で定める手続は、別表第一号、第二号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第一百一条第一項に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、第三号、第四号（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百十条第一項（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第六十一条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第三十二条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、第六号、第七号、第九号、第十一号、第十三号、第十六号、第十七号、第二十一号（犯罪による収益の移転防止に関する法律第八条第一項の規定による届出、同条第四項又は第五項の規定による通知、同法第十三条第一項又は第十四条第一項の規定による提供及び同法第十三条第二項の規定による閲覧、謄写又は写しの送付の求めに係る部分に限る。）又は第二十二号に掲げる場合において行われる手続とする。 別表（第二十五条、第三十四条関係）

一〇二十 (略)

二十一 犯罪による収益の移転防止に関する法律第八条第一項若しくは第二項の規定による届出、同条第五項若しくは第六項の規定による通知、同法第十三条第一項若しくは第十四条第一項の規定による提供、同法第十三条第二項の規定による閲覧、謄写若しくは写しの送付の求め、同法第十五条若しくは第十九条第二項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は同法第十六条第一項若しくは第十九条第三項の規定による立入検査が行われるとき。

二十二〇二十四 (略)

一〇二十 (略)

二十一 犯罪による収益の移転防止に関する法律第八条第一項の規定による届出、同条第四項若しくは第五項の規定による通知、同法第十三条第一項若しくは第十四条第一項の規定による提供、同法第十三条第二項の規定による閲覧、謄写若しくは写しの送付の求め、同法第十五条若しくは第十九条第二項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は同法第十六条第一項若しくは第十九条第三項の規定による立入検査が行われるとき。

二十二〇二十四 (略)